

2022 年 12 月 20 日
エバーグリーン・リテイリング株式会社

電気供給約款（低圧）・ガス供給約款変更のご案内

—各種書面の発行手数料の改定について—

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当社では、環境保全を目的とした紙の使用量削減や CO2 排出抑制に取り組み、電気使用量や入金実績等をインターネットのお客さま専用サイトからご確認いただける「ご契約者さまマイページ（無料）」の提供を行って参りました。

この度、紙の省資源化や CO2 排出抑制を一層推進することを目指して「電気・ガス料金等のお知らせ」・「コンビニ振込票」等を発行及び郵送する際の発行手数料を改定することとし、電気供給約款（低圧）・ガス供給約款を変更いたしますので下記のとおりご案内申し上げます。

記

●変更内容

1. 「電気・ガス料金等のお知らせ」発行手数料

現在 : 手数料なし

変更後 : 1 通につき 110 円（税込）※1

適用時期 : 2023 年 4 月 1 日以降の発行分より

【注記】

- ・ 「LINE で電気・ガス料金等お知らせ」または「ご契約者さまマイページ」のご利用により「電気・ガス料金等のお知らせ」を発行しない場合には、発行手数料はかかりません。さらに、月額 50 円の割引が適用されます。※2
- ・ 複数契約の場合はご要望に応じて一通にまとめてお知らせを発行いたします。おまとめしない場合は 1 通ごとに発行手数料を申し受けます。
- ・ 「電気・ガス料金等のお知らせ」の郵送をご利用中のお客さまは、電気・ガス料金等の確認方法の変更をおすすめいたします。

※1 当月あるいは翌月以降の電気・ガス料金等に合わせてご請求させていただきます。

※2 ガスは月額 50 円の割引適用外です。

2. 「コンビニ振込票」の発行手数料

現在 : 1 通につき 200 円（税込）

変更後 : 請求金額が 50,000 円未満の場合は 1 通につき 330 円（税込）

請求金額が 50,000 円以上の場合は 1 通につき 550 円（税込）

適用時期 : 2023 年 4 月 1 日以降の発行分より

【注記】

- ・ 「預金口座振替」または「クレジットカード」でのお支払の場合、コンビニ振込票の発行手数料はかかりません。
- ・ 「コンビニ振込票」ご利用中のお客さまにおかれましては、支払方法の変更をおすすめいたします。
- ・ 以下の事由により「コンビニ振込票」を発行する場合、発行手数料がかかります
〈事由〉
 - ・ お客さまのご依頼により再発行する場合
 - ・ 支払方法にかかわらず「お支払期限日」を経過してもお支払の確認ができない場合
 - ・ お選びいただいた支払方法のお手続きが所定の期間を経ても正しく完了していない場合

3.「支払証明書」について

現在 : 1 通につき 800 円 (税込)

変更後 : 1 通につき 880 円 (税込)

適用時期 : 2023 年 4 月 1 日以降の発行分より

4. その他の約款変更箇所について

上記 1～3 以外に、誤植修正等の約款変更を行います。詳細は下表をご確認ください。

【「電気・ガス料金等のお知らせ」の郵送あるいは支払方法「コンビニ振込票」からの切り替え方法】

郵送条件あるいは支払方法の切り替えをご希望されるお客さまは、インターネットまたはお電話からお手続きください。

<インターネット（ご契約者さまマイページ）からお手続き>

※口座振替を希望されるかたは一部金融機関では設定できないことがあります。ご了承ください。

https://customerportal.erexsm.co.jp/exsm_portal

（2023 年 4 月 1 日以降のマイページ URL は別途ご案内いたします。）

<お電話によるお手続き>

エバーグリーン・リテイリング株式会社 カスタマーセンター

電話番号 : 0120-613-700

受付時間 : 平日 9 : 00～20 : 00 / 土曜日 10 : 00～17 : 00（年末年始、日曜・祝日を除く）

【変更後の約款の閲覧ページ】

<https://www.egmkt.co.jp/download/>

【ご参考：約款の新旧対比】

電気供給約款（低圧）

約款名	変更前	変更後										
18. 料金の算定 (1)	(1)料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ.16.(料金の算定期間)による算定期間の日数が 30日 を上回る、または下回る場合 ロ. 需給契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合	(1)料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ.16.(料金の算定期間)による算定期間の日数が 25日以下または 35日以上の場合 ロ. 需給契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合										
18. 料金の算定 (4) の表中	北海道 (従量電灯 B および従量電灯 C) イ.第 1 段階料金適用電力量 最初の 120 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日まで イ.第 2 段階料金適用電力量 第 1 段階料金適用電力量をこえ 280 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日まで ロ.第 3 段階料金適用電力量 第 2 段階料金適用電力量をこえる電力量	北海道 (従量電灯 B および従量電灯 C) イ.第 1 段階料金適用電力量 最初の 120 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日まで ロ.第 2 段階料金適用電力量 第 1 段階料金適用電力量をこえ 280 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日まで ハ.第 3 段階料金適用電力量 第 2 段階料金適用電力量をこえる電力量										
20. 料金その他の支払方法 (1)	(1)料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定する方法で、かつ料金その他の収納業務を行う当社が指定した事業者または当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。また、振込みにより支払っていただく場合の手数料はお客様にご負担いただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります イ.お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ.お客様が当社の指定した金融機関等を通じて料金を払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ.お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により、当社が指定した金融機関等を通じて支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。	(1)料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定する方法で、かつ料金その他の収納業務を行う当社が指定した事業者または当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。また、振込みにより支払っていただく場合の手数料はお客様にご負担いただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります イ.お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ.お客様が当社の指定した金融機関等を通じて料金を払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ.お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により、当社が指定した金融機関等を通じて支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 なお、お客様がイ、ロまたはハを希望された場合でも、所定の期日までにお手続きが完了しない場合はコンビニ振込票を発行し料金のご請求をさせていただきます。この場合、発行手数料として(8)に定める金額を申し受けます。										
20. 料金その他の支払方法 (8)	(8)当社は、お客様からの申し出があった場合には、料金の支払証明書を書面にて発行いたします。支払証明書は需要場所における 1 需給契約ごとに 1 通発行することとし、お客様には次の手数料をご負担いただきます。 <table border="1" data-bbox="272 1727 810 1765"> <tr> <td>支払証明書 1 通につき</td> <td>800 円 (税込)</td> </tr> </table>	支払証明書 1 通につき	800 円 (税込)	(8)当社は、お客様からの申し出により発行する書面の発行手数料として以下に定める金額を申し受けます。なお、コンビニ振込票につきましては、電気料金等のお支払が、お客様が指定した方法により所定の期日に完了しなかったときに当社が発行する場合を含みます。 <table border="1" data-bbox="863 1727 1417 2083"> <tr> <td>電気料金等のお知らせ 1 通の郵送につき</td> <td>110 円(税込)</td> </tr> <tr> <td>支払証明書（需要場所における 1 需給契約ごとに発行） 1 通の発行につき</td> <td>880 円(税込)</td> </tr> <tr> <td>コンビニ振込票(再発行分も同様) お客様の電気料金が 5 万円未満の場合、1 通の 郵送につき</td> <td>330 円(税込)</td> </tr> <tr> <td>5 万円以上の場合、1 通の 郵送につき</td> <td>550 円(税込)</td> </tr> </table>	電気料金等のお知らせ 1 通の郵送につき	110 円(税込)	支払証明書（需要場所における 1 需給契約ごとに発行） 1 通の発行につき	880 円(税込)	コンビニ振込票(再発行分も同様) お客様の電気料金が 5 万円未満の場合、1 通の 郵送につき	330 円(税込)	5 万円以上の場合、1 通の 郵送につき	550 円(税込)
支払証明書 1 通につき	800 円 (税込)											
電気料金等のお知らせ 1 通の郵送につき	110 円(税込)											
支払証明書（需要場所における 1 需給契約ごとに発行） 1 通の発行につき	880 円(税込)											
コンビニ振込票(再発行分も同様) お客様の電気料金が 5 万円未満の場合、1 通の 郵送につき	330 円(税込)											
5 万円以上の場合、1 通の 郵送につき	550 円(税込)											

21. 遅延利息 (2)	(2)延滞利息は、次の算式によって算定された値といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。 延滞利息 = {A - (B - C) - D} に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365.25 日当たりの割合といたします）を乗じて算定して得た金額 A=算定の対象となる料 B=消費税等相当額 C=再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額 D=再生可能エネルギー発電促進賦課金	(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 再生可能エネルギー発電促進賦課金×10/110
32. 損害賠償の免責 (2)	(2)25.（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 38.（解約等）によって需給契約を解約した場合は、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。	(2)26.（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 38.（解約等）によって需給契約を解約した場合は、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
38. 解約等	(5)当社との需給契約の解約にともない、結果的にお客様が他の小売電気事業者から電気の供給を受けられない場合、送配電事業者による電気の供給が停止される場合があります。その場合お客様はみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者の小売部門）に対し 最終保証供給・特定小売供給 を申込み必要があることあらかじめ同意していただきます。	(5)当社との需給契約の解約にともない、結果的にお客様が他の小売電気事業者から電気の供給を受けられない場合、送配電事業者による電気の供給が停止される場合があります。その場合お客様はみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者の小売部門）に対し （削除） 申込み必要があることあらかじめ同意していただきます。
54. この供給約款の実施日	この供給約款は、 2022 年 6 月 1 日 から実施いたします。	この供給約款は、 2023 年 4 月 1 日 から実施いたします。
別表 2 燃料費調整 (1) の(イ)および(ロ)の算式	(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が a 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (a 円 - 平均燃料価格) × (2) の基準 価格 / 1,000 (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が a 円を上回る場合 燃料費調整単価 = 島平均燃料価格 - a 円) × (2) の基準 価格 / 1,000	(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が a 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (a 円 - 平均燃料価格) × (2) の基準 単価 / 1,000 (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が a 円を上回る場合 燃料費調整単価 = 島平均燃料価格 - a 円) × (2) の基準 単価 / 1,000
別表 3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) の(イ)および(ロ)の算式	(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島基準燃料価格 - 離島平均燃料価格) × (2) の基準 価格 / 1,000 (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × (2) の基準 価格 / 1,000	(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島基準燃料価格 - 離島平均燃料価格) × (2) の基準 単価 / 1,000 (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × (2) の基準 単価 / 1,000

ガス供給約款

19. ガス料金その他の支払方法 (1)	(1)ガス料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定する方法で、かつガス料金その他の収納業務を行う当社が指定した事業者または当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。また、振込みにより支払っていただく場合の手数料はお客様にご負担いただきます。なお、ガス料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります イ.お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続してガス料金を振り替える方法により支払われる場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。	1)ガス料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定する方法で、かつガス料金その他の収納業務を行う当社が指定した事業者または当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。また、振込みにより支払っていただく場合の手数料はお客様にご負担いただきます。なお、ガス料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります イ.お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続してガス料金を振り替える方法により支払われる場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
----------------------	--	---

	<p>ロ.お客さまが当社の指定した金融機関等を通じてガス料金を払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ.お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続してガス料金を立替えさせる方法により、当社が指定した金融機関等を通じて支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p>	<p>ロ.お客さまが当社の指定した金融機関等を通じてガス料金を払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ.お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続してガス料金を立替えさせる方法により、当社が指定した金融機関等を通じて支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>なお、お客さまがイ、ロまたはハを希望された場合でも、所定の期日までにお手続きが完了しない場合はコンビニ振込票を発行し料金のご請求をさせていただきます。この場合、発行手数料として(8)に定める金額を申し受けます</p>										
<p>19. ガス料金その他の支払方法 (8)</p>	<p>(8) 当社は、お客さまからの申し出があった場合には、ガス料金の支払証明書を書面にて発行いたします。支払証明書は需要場所における1需給契約ごとに1通発行することとし、お客さまには次の手数料をご負担いただきます。</p> <table border="1" data-bbox="272 768 791 801"> <tr> <td>支払証明書 1 通につき</td> <td>800 円 (税込)</td> </tr> </table>	支払証明書 1 通につき	800 円 (税込)	<p>(8) 当社は、お客さまからの申し出により発行する書面の発行手数料として以下に定める金額を申し受けます。なお、コンビニ振込票につきましては、ガス料金等のお支払が、お客さまが指定した方法により所定の期日に完了しなかったときに当社が発行する場合を含みます。</p> <table border="1" data-bbox="863 768 1418 1126"> <tr> <td>ガス料金等のお知らせ 1 通につき</td> <td>110 円(税込)</td> </tr> <tr> <td>支払証明書 (需要場所における 1 需給契約ごとに発行) 1 通につき</td> <td>880 円(税込)</td> </tr> <tr> <td>コンビニ振込票(再発行分も同様) お客さまのガス料金が 5 万円未満の場合、1 通の 郵送につき</td> <td>330 円(税込)</td> </tr> <tr> <td>5 万円以上の場合、1 通の 郵送につき</td> <td>550 円(税込)</td> </tr> </table>	ガス料金等のお知らせ 1 通につき	110 円(税込)	支払証明書 (需要場所における 1 需給契約ごとに発行) 1 通につき	880 円(税込)	コンビニ振込票(再発行分も同様) お客さまのガス料金が 5 万円未満の場合、1 通の 郵送につき	330 円(税込)	5 万円以上の場合、1 通の 郵送につき	550 円(税込)
支払証明書 1 通につき	800 円 (税込)											
ガス料金等のお知らせ 1 通につき	110 円(税込)											
支払証明書 (需要場所における 1 需給契約ごとに発行) 1 通につき	880 円(税込)											
コンビニ振込票(再発行分も同様) お客さまのガス料金が 5 万円未満の場合、1 通の 郵送につき	330 円(税込)											
5 万円以上の場合、1 通の 郵送につき	550 円(税込)											
<p>51. この供給約款の実施日</p>	<p>この供給約款は、2022 年 9 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>この供給約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>										

以上